

21府政科技第720号
平成21年10月27日

経済産業大臣 殿

原子力委員会委員長

日本原子力発電株式会社東海発電所の原子炉の設置変更（原子炉施設の変更）について（答申）

平成21年8月3日付け平成20・12・24原第2号をもって諮問のあった標記の件に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第26条第4項において準用する法第24条第1項第1号、第2号及び第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する許可の基準の適用については、別紙のとおり妥当と認める。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第26条第4項において準用する同法第24条第1項第1号、第2号及び第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する許可の基準への適合について

本件申請に係る変更内容は、廃止措置中の東海発電所において、東海第二発電所の固体廃棄物作業建屋を共用し、以下を行うものである。

固体廃棄物を詰めたドラム缶を廃棄事業者の廃棄施設へ廃棄するために、本建屋内の「廃棄体搬出作業エリア」において、当該ドラム缶を検査及び搬出までの間、貯蔵保管する。

本建屋内の「仕分け・切断作業エリア」において、不燃性雑固体廃棄物の仕分け、切断を行う。

本建屋内の「機器・予備品エリア」において、資機材を保管する。

1. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第24条第1項第1号（平和利用）

本件申請については、

- ・原子炉の使用の目的（商業発電用）を変更するものではないこと
- ・発生する使用済燃料については、我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において再処理を行うこととするという方針を変更するものではないこと
- ・海外において行う再処理によって得られるプルトニウムは国内に持ち帰り、再処理によって得られるプルトニウムを海外に移転しようとするときは、政府の承認を受けるという方針を変更するものではないこと

から、原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められたとした経済産業大臣の判断は妥当である。

2. 法第24条第1項第2号（計画的遂行）

本件申請については、

- ・発生する使用済燃料については、我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において再処理を行うこととするという方針を変更するものではなく、原子力政策大綱における我が国の核燃料サイクルに対する基本的考え方によったものであること
- ・発生する放射性廃棄物については、原子力政策大綱における我が国の放射性廃棄物の処理・処分に対する基本的考え方によって適切に処理・処分するという方針を変更するものではないこと

から、原子力の開発及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれはないものと認め

られるとした経済産業大臣の判断は妥当である。

3. 法第24条第1項第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）

本件申請に係る変更に伴う工事は、固体廃棄物作業建屋を設置する東海第二発電所において行うため、工事に要する資金及び調達計画は必要としない。

のことから、原子炉を設置変更するために必要な経理的基礎については問題ないと認められるとした経済産業大臣の判断は妥当である。